



第二百一十一条の見出し中「告知」を「告知等」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 裁判所は、法第五百七十七条の二第二項の決定をした場合には、前項の規定にかかわらず、証人に対し、尋問前に、当該決定の内容及び法第四百七十七条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

3 裁判所は、法第五百七十七条の三第二項の決定をした場合には、証人に対し、それ以後の尋問前に、当該決定の内容及び法第四百七十七条に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

第七百二十七条中「第九百九条まで」の下に「第七百二十七条の三を除く。」を加える。

第三百三十四條第二項中「第五百七十七條の四第三項」を「第五百七十七條の六第四項」に改める。  
第二百二條中「第五百七十七條の三第二項」を「第五百七十七條の五第二項」に、及び法第五百七十七條の四第一項を「並びに法第五百七十七條の六第一項及び第二項」に改める。

第二百十條の七第二項中「第五百七十七條の二を「第五百七十七條の四」に、「第五百七十七條の三を「第五百七十七條の五」に、「及び」を「並び」に、「第五百七十七條の四第一項」を「第五百七十七條の六第一項及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二百九十二條の二第六項において準用する法第五百七十七條の六第二項に規定する方法による意見の陳述については、第七百七條の三の規定を準用する。

第二百七十七條の十五第一項第十七号イ中「決定」の下に「法第五百七十七條の二第一項の請求に対する決定を除く。」を加える。

第二百七十七條の二十九中「第三百十六條の二十三」との下に、「第二百七十七條の十五第一項第十七号イ中「法第五百七十七條の二第一項」とあるのは「法第五百七十七條の二第一項又は第五百七十七條の三第一項」とを加える。

第二百二十二條の十一の見出し中「第三百五十條の二」を「第三百五十條の十六」に改め、同条中「第三百五十條の二第三項」を「第三百五十條の十六第三項」に改める。

第二百二十二條の十二の見出し中「第三百五十條の三」を「第三百五十條の十七」に改め、同条中「第三百五十條の三第一項」を「第三百五十條の十七第一項」に、「第三百五十條の二第三項」を「第三百五十條の十六第三項」に改める。

第二百二十二條の十三の見出し中「第三百五十條の三」を「第三百五十條の十七」に改め、同条中「第三百五十條の三第一項」を「第三百五十條の十七第一項」に、「第三百五十條の二第三項」を「第三百五十條の十六第三項」に、「第三百五十條の三第二項」を「第三百五十條の十七第二項」に改める。

第二百二十二條の十四第一項中「第三百五十條の八各号」を「第三百五十條の二十二各号」に改める。

第二百二十二條の十五の見出し中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改め、同条第一項中「第三百五十條の八第一号」を「第三百五十條の二十二第二号」に改め、同条第二項中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に、「第三百五十條の十一第一項第一号」を「第三百五十條の二十五第一項第一号」に改める。

第二百二十二條の十六の見出し中「第三百五十條の九」を「第三百五十條の二十三」に改め、同条中「第三百五十條の八」を「第三百五十條の二十二」に改める。

第二百二十二條の十七の見出し中「第三百五十條の九」を「第三百五十條の二十三」に改める。

第二百二十九條の十八（見出しを含む。）中「第三百五十條の七」を「第三百五十條の二十一」に改める。

2 検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十九條の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十條の二第一項の合意に基づいて作成したものを又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に差し出すときは、その差し出しと同時に、合意内容書面（法第三百五十條の七第一項に規定する合意内容書面をいう。以下同じ）を裁判所に差し出さなければならない。

3 前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出す場合において、当該合意の当事者が法第三百五十條の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面を裁判所に差し出さなければならない。

4 第二項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十條の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

第二百九十三條中「第二百八十九條」を「第二百八十九條第一項」に改め、「証拠物」の下に「並びに合意内容書面及び法第三百五十條の十第二項の書面」を加える。

（少年審判規則の一部改正）  
第二条 少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第三項中「刑事訴訟法第三十七條の二第一項に規定する事件について」を「刑罰執行のための通信傍受に関する規則の一部改正」

第三条 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四條」を「第十五條」に改める。

第三条第一項第五号中「場所」の下に「法第五條第四項後段の申立てをする場合にあつては、傍受の実施の方法、当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所」を加え、同項に次の二号を加える。

十一 法第二十条第一項の許可の請求をするときは、その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項  
十二 法第二十三条第一項の許可の請求をするときは、その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

2 法第四條第三項の請求をするには、その請求が相当であることを認めるべき資料をも提供しなければならない。

3 法第五條第四項後段の申立てをするには、その申立てが相当であることを認めるべき資料をも提供しなければならない。

三 法第五條第三項の規定により法第二十三条第一項の許可をするときは、傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機を特定するに足りる事項

第九條中「第二十条第三項」を「第二十五条第四項又は第二十六条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

四 法第二十六条第一項の規定により記録をした記録媒体があるときは、その旨

第十一條の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条中「第二十一条第一項第九号」を「第二十七條第一項第九号」に改め、同条第六号中「第十三條第二項」を「第十四條第二項」に、「第二十二條第三項」を「第二十九條第五項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 法第二十七條第二項第六号の最高裁判所規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第二十三条第一項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業

二 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項

3 法第二十八條第一項第十二号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第二十条第一項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに法第二十一条第一項の規定による暗号化信号の復号を行った通信管理者等の氏名及び職業  
二 再生の実施をした者の官公職氏名  
三 法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分  
四 再生をした通信について、記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項

4 法第二十八条第二項第八号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号まで、第二項各号並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項並びに法第二十三条第四項においてその例によることとされる法第二十一条第四項の規定により再生した通信については法第二十九条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分とする。

第十二条中「第二十二條第三項」を「第二十九條第五項」に、「第二十六條第三項」を「第三十三條第三項」に、「第二十一條第二項」を「第二十七條第三項又は第二十八條第三項」に改める。  
第十三条中「第二十三條」を「第三十條」に改める。  
第十四条第一項中「第二十三條第二項」を「第三十條第二項」に改める。  
第十五条第一項中「第二十五條第一項」を「第三十二條第一項」に改める。  
第十六条第一項中「第二十五條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条第五項中「第二十四條」を「第三十一條」に改める。  
第十七条第三号中「第三十條」を「第三十七條」に改める。

附則  
（施行期日）  
第一条 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、同法の施行の日から施行する。  
（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）  
第二条 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第四十四條第二項中「第七号」を「第八号」に改める。  
第四十六條第一項中「第一項第二十七号」を「第一項第二十八号」に改める。  
（不正競争防止法第二十三條第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部改正）  
第三条 不正競争防止法第二十三條第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。  
第八條第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

最高裁判所長官 大谷 直人

省

令

○農林水産省令第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）を実施するため、漁業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十五日

農林水産大臣 齋藤 健

漁業法施行規則の一部を改正する省令  
漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(漁業取締りに係る体制の整備) 第二条の四 農林水産大臣は、漁業監督官が法第七十四条第一項の事務を円滑に実施することができるよう、漁業取締本部その他必要な体制の整備を行い、水産庁長官に当	(新設)

該事務等に従事する職員を指揮させることにより、漁業取締りの効果を最大限に發揮させるとともに、漁業取締りに関する国民の理解の増進を図るものとする。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○法務省告示第十四号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。  
平成三十年一月十五日  
法務大臣臨時代理  
国務大臣 小此木八郎

- 一 実施法人 日本土地家屋調査士会連合会
- 二 名 称 第十三回土地家屋調査士特別研修
- 三 期 間 平成三十年二月九日から同年三月三十一日まで
- 四 内 容 基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及びび考查を実施する。

○厚生労働省告示第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。  
平成三十年一月十五日  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>欧州地域</p> <p>アイスランド アイルランド アンドラ ウズベキスタン 英国 エストニア オーストリア キプロス キルギス ジョージア スイス スウェーデン スペイン スロベニア タジキスタン デンマーク ドイツ（ニーダーザクセン州を除く） トルクメニスタン ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス（ドゥー・セーブル県、メーヌ・エ・ロワール県及びロット・エ・ガロンヌ県を除く） ベラルーシ ヘルギー ポーランド ポルトガル マルタ モルドバ リトアニア リヒテンシュタイン</p>	<p>欧州地域</p> <p>アイスランド アイルランド アンドラ ウズベキスタン 英国 エストニア オーストリア オランダ キプロス キルギス ジョージア スイス スペイン スロベニア タジキスタン デンマーク トルクメニスタン ノルウェー ハンガリー フィンランド プルガリア ベラルーシ ヘルギー ポーランド ポルトガル マルタ モルドバ リトアニア リヒテンシュタイン</p>